

9 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア)生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (イ)保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (ウ)いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権標語・学年・クラス人権宣言・集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア)いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象いじめアンケート調査 年2回(6月、11月)

(イ)相談体制の確立

- ①教育相談 年2回 (5月、11月)

アンケートを基に二者、三者面談の実施

- ②生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようスクールカウンセラーへの相談体制の整備を行う。

(ウ)いじめの防止等のための対策に関する研修の実施

いじめの防止、早期発見、対処の仕方等を目的に研修を実施し、教職員の質の向上を図る。

ウ 情報機器を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を実施する。

- (ア)生徒、保護者、教職員を対象とした情報モラル研修会の実施。

- (イ)教科、道徳等において、情報モラルについての指導。

- (ウ)集会等において、情報モラルについて全体指導。

(2)いじめ防止等に関する措置

- ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置
いじめの防止と早期発見、いじめに対する適切な処置、再発防止に関する協議、実践を行う。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別活動主任、
その他、校長が必要と認めた者

<開催>

- ① いじめアンケート集計後(年2回)
- ② いじめに関する相談、事象が発生した場合。
- ③ いじめに関する取組を行う場合。

イ いじめに対する措置

- (ア)いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ)いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ)いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるよう配慮する。
- (エ)いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ)犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、八幡市教育委員会及び八幡警察署等と連携して対処する。

(3)重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、八幡市教育委員会に速やかに報告する。
イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4)学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。